

発議案第 5 号

刑事訴訟法の再審に関する規定の改正を求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 6 年 9 月 30 日

提出者	盛岡市議会議員	田 山 俊 悦
賛成者	盛岡市議会議員	伊 勢 志 穂
〃	〃	千 葉 順 子
〃	〃	庄 子 春 治
〃	〃	小笠原 秀 夫
〃	〃	太 田 隆 司
〃	〃	三田村 亜美子
〃	〃	工 藤 健 一
〃	〃	豊 村 徹 也
〃	〃	佐 藤 尚 弘
〃	〃	縄 手 豊 子
〃	〃	後 藤 百合子

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

刑事訴訟法の再審に関する規定の改正を求める意見書

国家による重大な人権侵害であるえん罪被害は、再審手続により早期かつ確実に救済されなければなりません。

しかしながら、再審手続は、刑事訴訟法にわずか 19 条の規定があるのみで、事件によっては証拠開示が実現せず、また再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって手続が長期化するなど、えん罪被害者救済の制度として極めて不十分です。

再審開始が決定し、最終的に無罪が言い渡された多くのえん罪事件で、再審請求手続において開示された証拠が再審開始判断に大きな影響を及ぼしています。一方で、証拠開示に関する規定がないため、再審請求人による証拠開示の求めに対して裁判所が消極的な姿勢に終始し、あるいは裁判所が証拠開示を促すなどしても検察官がこれを拒み、または一部のみ開示するなど、請求人がえん罪を晴らしうる証拠にたどり着くのが極めて困難な状況をもたらしています。

この問題については、2016 年（平成 28 年）の刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 54 号）附則第 9 条第 3 項において、同法の公布後、必要に応じて速やかに検討を行うものとされているにもかかわらず、今なお制度化は実現していません。

再審手続では、再審開始決定の確定後、最終的に再審公判において請求人が有罪かどうか判断されます。いったん裁判所が再審開始を決定した場合、確定判決の有罪判断に対して合理的な疑いが生じたといえますが、これに対して検察官が不服を申し立てることで、さらに請求人が手続負担を強いられ、長期の審理期間を要する事態をもたらしています。

以上の問題がえん罪被害者の早期かつ確実な救済の妨げになっていることは明らかであり、これらを解消する必要があります。

よって、国においては、下記事項を実現するために、速やかに刑事訴訟法を改正するよう強く要望します。

記

- 1 再審請求手続における真実発見に必要なかつ相当な捜査機関保管証拠の開示を義務付ける規定を創設すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 30 日

盛岡市議会